

## 「白老町地域コミュニティ基本指針(案)」

についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「白老町地域コミュニティ基本指針(案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

### ■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町地域コミュニティ基本指針(案)」

### ■ご意見募集期間

令和5年3月20日(月)から令和5年4月19日(水)まで

### ■政策等の趣旨、目的及び背景

今後、更なる人口減少・少子高齢化が見込まれる中であって、その必要性や重要性が増していくものと考えられる町内会や町民活動団体などの「地域コミュニティ」が、20年、30年後も持続可能な活動を続けていくための進むべき方向性を示す道標とするため、新たに策定するものです。

### ■公表する資料

「白老町地域コミュニティ基本指針(案)」本編及び概要版

### ■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、図書館、いきいき4♥6(健康福祉課)、白老町コミュニティセンター、各出張所(3月31日まで)等で入手できます。

### ■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

## ■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。（パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。）

- (1) 直接提出 政策推進課 地域戦略推進グループ（担当課）  
いきいき4♥6（健康福祉課）  
白老町コミュニティセンター  
各出張所(3月31日まで)で提出を受け付けます。
- (2) 郵送 〒059-0995  
白老郡白老町大町1丁目1番1号 政策推進課 宛  
※令和5年4月19日（水） 当日消印有効
- (3) FAX (0144) 82-4391 政策推進課 宛
- (4) 電子メール [chiiki@town.shiraoi.hokkaido.jp](mailto:chiiki@town.shiraoi.hokkaido.jp)

## ■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、指針策定の参考にさせていただきます。
- ・ 指針（案）に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

## ■お問い合わせ先

〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号 政策推進課 地域戦略推進グループ

電話：(0144) 82-8213 FAX：(0144) 82-4391

電子メール：[chiiki@town.shiraoi.hokkaido.jp](mailto:chiiki@town.shiraoi.hokkaido.jp)